

鳥取縣公報

昭和十七年五月十九日
第千三百三十四號

火 曜

本書ノ定額ハ國定規格ニ判

訓 令

鳥取縣訓令第十二號

市 町 村 長
市 町 村 立 學 校 長
町 村 學 校 組 合 立 學 校 長
昭和二年五月鳥取縣訓令甲第二十號婦人會設置ニ關スル標準及市
町村婦人會準則ハ之ヲ廢止ス
昭和十七年五月十九日

告 示

鳥取縣告示第二百九十三號

昭和十七年三月十六日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取
縣歲入歳出追加更正豫算昭和十七年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫

算、昭和十六年度特別會計小學校教員恩給金歲入歳出追加豫算同
年度特別會計自作農創設維持獎勵資金歲入歳出追加豫算ノ要領左
ノ通

昭和十七年五月十九日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算 △印減高

歲 入

經 常 部

第四款 地方分與稅 五一、〇六二圓

第二項 配 付 稅 五一、〇六二

第七款 使用料及手數料 四、〇六七

第一項 使 用 料 四、〇六七

第八款 國庫下渡金 一、六五二

第一項 警 察 費 下 渡 金 一、六五二

第九款 雜 收 入 四、六四七

00386

第六項	物品買拂代	四、六四七	第一項	縣會議費	二、二五〇
歲入經常部計	臨時部	六六、四二八	第三款	縣職員給費	五七〇
第一款	繰越金	一四、四六六	第四款	警察給費	四、六一〇
第一款	前年度繰越金	一四、四六六	第一項	供給及諸給	四、五五〇
第二款	國庫補助金	七二、四一五	第二項	廳費	六〇
第三款	教育費補助金	四、四五二	第六款	土木費	三、五二一
第四項	衛生費補助金	二〇〇	第一項	道路橋梁費	三、五二一
第五項	勸業費補助金	四一、一八四	第七款	教育費	四、四五二
第六項	社會事業費補助金	一八、三六〇	第一項	師範學校及八頭高等女學校費	四五二
第七項	時局事務補助金	八、二一九	第十項	男子師範學校大陸科費	一、〇〇〇
第三款	寄附金	一、九一五	第十一項	學事諸費	三、〇〇〇
第四項	勸業費寄附金	一、九一五	第九款	衛生及病院費	四、七〇五
第七款	縣債	二、三〇〇	第一項	病院費	四三八
第一項	縣債	二、三〇〇	第二項	衛生諸費	四、二六七
歲入臨時部計	債	八六、四九六	第十款	勸業費	二〇、三一
歲入合計	債	一四七、九二四	第二項	農事試驗場費	三、二八七
歲出	經常部	二、二五〇	第九項	種畜場費	五四〇
第一款	會議費	二、二五〇	第十三項	商工獎勵館費	四六
			第十四項	產業獎勵費	一六、二三八

00387

第十五項	勸業諸費	二〇〇	第四項	天津村外三ヶ村用水改良事業費本年度支出額	一七、五〇〇
第十一項	社會事業費	四、七七〇	第七款	森林治水事業費	五五四
第四項	勞務動員協議會費	四、七七〇	第七項	負擔金	五七、九四〇
第十八款	縣稅取扱費	一九、〇五二	第四款	勸業費	五七、〇六〇
第一項	徵收費	一九、〇五二	第七項	國民精神總動員費	八八〇
歲出經常部計	臨時部	六四、二四一	第十三款	雜出	一五、二八九
第二款	教育費	七、四〇〇	第一項	過年度追拂	七一六
第一款	特別會計補充金	七、四〇〇	第二項	過年度過納下戻金	一〇七
第三款	勸業費	一九、三五三	第三項	過年度返納金	一四、四六六
第一項	勸業費	一九、三五三	第十九款	軍人授護費	一三、二〇〇
第四款	振興會費	二八九	第一項	軍人授護費	一三、二〇〇
第一項	振興會費	二八九	第六十款	農地造成改良事業費	五四四
第十款	勸業補助費	二八、五一〇	第三項	開墾助成事業費	五四四
第一項	勸業補助費	二八、五一〇	第六十六款	十六年水害復舊耕地事業費本年度支出額	四二、三五六
第二十款	農業水利改良事業費交付金	五、〇〇〇	第一項	十六年水害復舊耕地事業費本年度支出額	四二、三五六
第二項	交付金	五、〇〇〇	第七十款	徵用授護費	四六〇
第二十一款	農業水利改良事業費本年度支出額	二二、五〇〇	第一項	徵用授護費	四六〇
第二項	大井手農業水利改良事業費本年度支出額	五、〇〇〇	歲出臨時部計		八三、六八三

00388

歳出合計	昭和十七年度鳥取縣歳入歳出追加更正豫算 △印減高	一四七、九二四
歳入		
經常部		
第七款 使用料及手数料		一、七〇八
第八款 國庫下渡金		七、七五七
第九款 警察費下渡金		七、七五七
第九款 雜收		八〇〇
第九款 演說會場施設費交付金		八〇〇
歳入經常部計		一〇、二六五
臨時部		
第一款 繰越金		二六、五五六
第一款 前年度繰越金		二六、五五六
第二款 國庫補助金		一一、四〇七
第五項 勸業費補助金		一〇、六六〇
第十項 防空費補助金		七四七
第三款 寄附金		六三
第三款 勸業費寄附金		六三
第七款 立替金		一七、五〇〇
歳入臨時部計		六三
歳入合計		一七、五〇〇
歳出		
經常部		
第四款 警察費		一五、五〇五
第四款 警備及諸給		九、二二二
第二項 廳費		三、二九三
第四項 機密費		三、〇〇〇
第十六款 選舉費		八、六四〇
第十六款 衆議院議員選舉費		八、六四〇
歳入經常部計		二四、一四五
臨時部		
第十六款 農業水利改良事業費本年度支出額		二二、五〇〇
第三項 天津村外三ヶ村農業水利改良事業費本年度支出額		一七、五〇〇
第六項 大井手農業水利改良事業費本年度支出額		五、〇〇〇
第十四款 農業水利改良事業費交付金		七、五〇〇
第十四款 農業水利改良事業費交付金		七、五〇〇
第四十款 事變費		七、五〇〇
第四十款 事變費		二二、八一七

00389

歳出合計	昭和十六年度特別會計小學校教員恩給金	二〇、五七七
歳入		
經常部		
第三款 補充金		一、二四〇
第三款 補充金		一、二四〇
第四項 防空費		二、〇〇〇
第四項 時局國民運動費		二、〇〇〇
第六項 選舉肅正費		二、七〇三
第六項 選舉肅正費		二、七〇三
第一項 選舉肅正費		二、七〇三
歳入臨時部計		四一、五二〇
歳入合計	昭和十六年度特別會計小學校教員恩給金	六五、六六五
歳入		
經常部		
第一款 國庫補助金		三、七七六
第一款 國庫補助金		三、七七六
第一項 國庫補助金		三、七七六
歳入合計		三、七七六
歳出		
第一款 小學校教員恩給金		七、〇〇〇
第一款 小學校教員恩給金		七、〇〇〇
第二項 普通恩給及增加恩給金		七、〇〇〇
第二項 普通恩給及增加恩給金		七、〇〇〇
第二項 扶助料		四〇〇
第二項 扶助料		四〇〇
第一項 扶助料		四〇〇
第一項 扶助料		七、四〇〇
歳出合計		七、四〇〇
昭和十六年度特別會計		七、四〇〇

自作農創設維持獎勵資金歳入歳出追加豫算

鳥取縣告示第二百九十四號

昭和十七年度第一回國民學校教員、幼稚園保母檢定試驗檢定ヲ六月二十五日ヨリ左ノ通鳥取市東町鳥取縣會議事堂ニ於テ施行ス

志願者ハ市町村役場ヲ經由シ六月十五日迄ニ當廳ヘ到達スル様出願スベシ(他府縣在住者ハ直接當廳ヘ出願ノコト)試驗當日ハ午前七時三十分迄ニ試驗場ニ出頭スベシ

昭和十七年五月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

00392

彙報

稻病害蟲防除計畫

食糧農産物病害蟲防除協議會決定案

(農務課)

米穀の増産を確保するため病蟲害防除に懸命の努力を必要とする事は當然のことであつて、昨年の被害状況に徴しても各人一層その緊要性を自覺してこれが勵行に努むべきである。よつて本年度に於ては徹底的に防除を行つて被害の軽減に邁進することとし、過日縣に於て開催協議した食糧農産物病害蟲防除協議會に於て稻の病害蟲につき次の如く計畫を決定して各方面格段の配意を行ふこととなつた。

(イ) 稻熱病防除

町村農會に於ては縣より割當てられた防除面積により全部落について防除面積の割當を行ふのであるが、この際決して總花的に配分することなく、連年發生する地帯及び頻發の地帯を充分調査してその防除必要面積を優先的に割當て、その割當を受けた地

其ノ他ノ月	〇、四三	〇、〇五五
十一月ヨリ	〇、五六	〇、〇七
翌年四月迄	〇、七二	〇、〇九
五月六月及十月	一、二〇	〇、一五
七月ヨリ九月迄	一、一五	〇、一四
ねしよしが	〇、七五	〇、〇九五
其ノ他ノ月	一、〇四	〇、一三

鳥取縣告示第百九十八號

鳥取縣中着網漁業統制水産組合設立ノ件認可セリ

昭和十七年五月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

正誤

昭和十七年三月三十一日鳥取縣告示第百五十五號中一〇頁下段一般貨物ノ取扱勞務者最高賃金表、運搬作業中三行目上段「荷牛馬車(車無)ハ(荷牛馬車無)ニ鳥取縣告示第百五十六號中一四頁下段第一表中三段目四行「一把」ハ「十把」ニ一五頁上段第二表中三段目三行「一把」ハ「十把」ニ第三表中三段目三、四行「一把」ハ「十把」ニ鳥取縣告示第百六十一號中一九頁下段一二行目第一條中第二號及第八號「ハ」第一條中第三號及第八號ノ孰モ誤

00393

帶については稻熱病發生状況の如何に拘らず、必ず計画的に防除を行ふのである。従つて藥劑等もこの防除地帯に優先配給を行ふ。しかして防除地帯に於ては防除班を組織して共同防除を行ふことになるのであつて、防除方法は耕種改善規程に準據して罹病性の品種から先に實施するのであるが、苗代の防除は必ず全面的に行はれたい。

(ロ) 螟蟲防除

誘蛾燈の點火は防除上緊要なことであるが、防空との密接な關係にあるため、消燈組織の整備並に充分なる訓練を行はねばならぬ。なほ誘蛾燈點火については奨励金の交附がある筈であるからこれは實施の結果によつて配分する豫定である。

葉鞘變色莖の摘採は、螟蟲被害の大なる地域を先に割當て、計画的に摘採する。

防除の方法については耕種改善規程に據るは勿論であるが、特に第一化期の補蛾採卵及び挿秧直後の本田採卵、第二化期の葉鞘變色莖摘採に留意する。

(ハ) 泥負蟲防除

防除面積の割當については稻熱病の場合に準じ、防除方法は耕種改善規程に準據して行ふこととし、藥劑の手配を行ふ。

(ニ) 浮塵子防除

苗代に於ける防除は今年石油の特配がないから除蟲劑の撒布による。

本田防除に對しては石油特配がある見込であるから石油及び除蟲劑により時期を誤らぬやう勵行すること。

食物の合理化とビタミン

野菜食の重要性

(衛生課)

健康運動に強調せられた食物の合理化に於て、栄養分の三要素が適當に配分されることと共に大切なことは生長ホルモンやビタミン分の問題である。

動物の血液中にはホルモンが分泌せられて、それが各機關の作用を刺戟し、又は調節して動物の生長なりその他の諸作用を促すことは近來の生理學上大切な事柄として、研究を進められて居り、又それが近年は植物にさへ應用せられて、生長ホルモンの働きによつて細胞の肥大を促進させる働きを利用して、植物の

00394

新芽や根の生長を旺盛ならしめる實驗が種々行はれて居るのである。

特に面白いことは挿木の切口に生長ホルモンの稀薄液をつけると速に根が発生するのであるが、しかしそれだけでは根の發育が遅いので、更にその幼根に少しばかりのビタミンB1又は砂糖液を加へると忽ちに幼根の發育を盛にすることが判つて、現に實用に供せられて居る。勿論このB1は脚氣の藥になるオリザニンと同じものである。

然るに大根や蕪菁を始めホウレンソウとかチサ、大葉カラス其の他一切の野草の新芽や新葉には、いづれもこの生長ホルモンやビタミン類が多量に含んで居るのであつて、人的資源の重要と食糧問題の強調せられる今日、これが攝取は極めて大切なことである。

いふまでもなく人体に必要な栄養は蛋白質と脂肪と含水炭素であるが、それはあたかも工場の燃料即ち石炭や、ガソリンに匹敵し、ビタミンやホルモンはその機械油にも相當すべきものであつて、如何に栄養がよくてもビタミン等が不足すれば人間の新鮮代謝といふ機械の運轉に圓満を缺いて、爲に病氣にもなるわけである。

◆

今回の大東亞戰爭に於て遠く赤道直下の熱帯地方に、多数の軍隊を輸送する船舶では、船中で腐敗する野菜が多く、吾々の家庭では捨ててしまふやうなキャベツの芯や大根の腫い葉まで調理法を變へて勇士達の食糧に供し、果ては甲板の雑沓に筒貝が大団に育てた葱の若芽さへ摘んで青物に飢ゑた勇士達に出すといふ苦心談が傳へられてゐる。まことに野菜に含まれてゐるビタミンは人体に缺くことの出来ぬ大切な營養素であつて、吾々は最も有効にこれを利用することを考へねばならないのである。

ビタミンにはいろいろの種類があつて、その中でもビタミンAを缺くと發育不良や夜盲症にかゝるのであるが、これは主に魚類の肝臓や肝油、バター、卵等に含まれて居る。野菜には直接含まれて居ないが、野菜にはビタミンAになる前のカロチンといふ黄色素が含まれてゐて、それを喰べると肝臓の中でAに變るから、肝油の嫌ひな人は野菜を多く喰べるがよいのである。

次にビタミンB1が不足すると脚氣になるが、これは米の皮や胚芽すなはち糠の部分、大豆、野菜、果汁、魚肉、卵、乳等に含まれて居る。従つて玄米又は三分搗米が一番よいのであるが、現在わが國では法律で七分搗米以上は搗精されぬことになつてゐる。

00395

て、これは米の節約の爲でもあるが一面このビタミンB1の保存といふことに大切な意味があるのである。

次にビタミンCが缺乏すると壞血病にかゝり、皮下出血を起して皮膚に黄斑や紫斑が出来、又リウマチスや神経痛になつたり膿血を起したりする。このビタミンCは新鮮な野菜、馬鈴薯、玉葱、柑橘の汁等に含まれてゐるが、このものは貯蔵すると著しく減り、又長く煮ると壞れてしまふから、なるべく生でサラダや漬物にして食べるのがよい。やむを得ねば極くざつと煮ただけで食べることが大切である。

なほこのビタミンDは唐辛子、大根の汁、緑茶、松葉等にも多く含まれてゐるが、刺戟物を餘り多くすることはよろしくない。ビタミンDが不足すると佝僂病(せむし)になるが、これは肝油、乳、脂肪、バター、卵黄に多いものである。ホウレンソウその他の野菜にはりになる成分が含まれてゐて、それを喰べれば皮膚が日光に當ると本當のりに變るのである。

なほビタミンEは流産を直すといはれてゐるが、このものは小麦の胚芽に多く含まれてゐる。

以上のやうに野菜には種々の大切な成分が含まれてゐるのである。

◆

るが、この中でビタミンCは最も壞れやすいものであり、其の他のビタミン類も古くなつたり煮炊したりするとこれを壞す恐れがあるから成るべく煮炊しないで喰べることを考へる必要がある。しかし人糞尿をかけて作つた野菜には細菌其の他の寄生蟲の卵が附着してゐて、特に日本人には細菌の寄生が非常に多くて腸胃を興へてゐるから、下地は充分腐熟醱酵させて寄生蟲卵を殺してから使用し、出来た野菜は毎日畑から取り立てのものや煮たしない方法、又は煮炊するにしてもごくざつとゆで、喰べるやうにしなければならぬのである。「浸し物」「あへ物」又は野菜類の漬物、特に「淺漬け」風の青いままのものをよく喰んで喰べることはこの意味から甚だ有効なわけである。

◎文部省推薦一般圖書

- ◆米英東亞侵略史 大川周明著 昭一七・二・二〇 B六判 一六二頁
- ◆第一書房發行 昭一七・二・二〇 B六判 一六二頁
- ◆國語計書の理論 昭一七・一・一六 B六判 一七三頁
- ◆ドイツ工業界の印象 成瀬政男著 昭一六・一・一〇 B六判 一七三頁
- ◆育生社弘道閣發行 昭一六・一・一〇 B六判 一七三頁

00396

◇航空母艦

永村 清著

昭和十七年一月一〇
河出書房發行

定 價 B六判
一圓五十錢

一七八頁

◇鳥

昭和十七年五月
創元社發行

定 價 B六判
一圓八十錢

二九六頁

◎行旅死亡人

- 一 本籍、現住所、氏名、年齢、性別、職業 不詳
- 二 年齢、性別、人相 七十歳位ノ女子、身長四尺八寸位、中肉丸顔
- 三 着衣、所持品 小柄モウカ地袖付袴、銘仙地袖ヲシ、現金四十四錢
- 四 取扱状況 入水自殺ト推定、昭和十七年一月二十七日午後五時鳥取縣入東郡竹矢村大字竹矢大橋川中洲ヨリ沖合ニ漂流ス、同村大字竹矢倉井塚墓地ニ假埋葬ス
- 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 本籍、現住所、氏名、年齢、性別、職業 不詳
- 二 相貌、特徴 身長五尺一寸位、顔長ク以下不明
- 三 著衣及所持金品 著衣焼損シテ不明所持金品ナシ

警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日

昭和十七年二月十一日午後零時

假埋葬年月日及場所

昭和十七年二月十七日、函館市山背泊共同墓地

備考 昭和十七年二月十一日市内豊川町沿岸繁留中ノ老朽船火龍丸内ニテ焚火ヲナシ失火焼死シタルモノニシテ身元不詳ニ依リ假埋葬ス

- 一 本籍、現住所、氏名、年齢、性別、職業 本籍現住所氏名不詳 七十歳位ノ男性乞食風
- 二 相貌、特徴 身長五尺一寸位、顔丸ク額狭ク、眉毛細ク、目小サク、鼻高ク口並、頸短ク、耳並頭髮八分位、特徴ナシ
- 三 著衣及所持金品 著衣破レタリヤズボン下一、破レ給一、淺黄ズボン一其ノ他所持金品ナシ
- 四 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年二月九日
- 五 假埋葬年月日及場所 昭和十七年二月十七日函館市山背泊共同墓地
- 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

昭和十七年五月十九日印刷
昭和十七年五月十九日發行

發行 鳥取縣 鳥取市 東町 縣
鳥取縣 氣高郡 大正村 大字 占海
印刷 所 鳥取 刑務支所